

令和6年4月1日

電気柵設置希望者 各位

十日町市鳥獣被害防止対策協議会
会長 大嶋友吉

令和6年度鳥獣害対策における電気柵設置に対する補助事業について

日頃より、鳥獣被害防止対策事業の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

十日町市鳥獣被害防止対策協議会では、鳥獣による農作物被害防止のため、農地に電気柵を設置する方に設置費用の一部を補助する事業を行っています。電気柵の設置を希望される方は、下記のとおり申請書の提出をお願いします。

お申込みが多数となった場合は、補助金額等ご希望に添えないことがありますので予めご了承くださいますようお願いいたします。

記

1. 提出いただく書類

- ・令和6年度電気柵設置事業承認申請書
- ・見積書（3社以上の見積書※最も安価なものが補助対象事業費となります。
また、最も安価な見積書にカタログのコピーを添付してください。）
※インターネット販売を利用いただくことも可能ですが、見積書、請求書、領収書等の書類が用意できるかご確認ください。
- ・設置箇所位置図および見取図（手書き可）

2. 補助金の額

電気柵の購入・設置に要する経費（消費税等を除く）の1/2以内
（注）予算額を超える申請の場合は予算の範囲内で配分します）

3. 提出期限

令和6年5月9日（木）まで

4. 提出先・お問い合わせ先

十日町市鳥獣被害防止対策協議会事務局

本 庁	農 林 課	林業振興係	TEL025-757-9917
川 西 支 所	地域振興課	農林建設係	TEL025-768-4951
中 里 支 所	地域振興課	農林建設係	TEL025-763-2510
松 代 支 所	農林建設課	農業振興係	TEL025-597-2222
松 之 山 支 所	地域振興課	農林建設係	TEL025-596-3132

5. その他

JA魚沼より鳥獣による被害を軽減する取り組みをさらに推し進めるため、当補助事業に対し追加支援が実施される予定です。（補助対象経費の1/10以内、千円未満切り捨て、予算額を超える申請の場合は予算の範囲内で配分する予定です）

詳細は、補助金申込者に改めて通知します。